

長野寿光会介護職員研修講座 学則

(目的)

第1条 この講習は、広範多岐にわたる福祉のニーズに対応した介護サービスを提供するために必要な知識、技能を有する介護職員を養成することを目的とする。

(事業者の名称・所在地)

第2条 本研修は、次の事業者が実施する。

事業者名：医療法人長野寿光会

住 所：長野県千曲市上山田温泉3丁目34番地3号

(実施形式)

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下「研修」という。）を実施する。

介護職員初任者研修課程 （通学）

(研修事業の名称)

第4条 研修の名称は次のとおりとする。

長野寿光会介護職員研修講座

(年間事業計画)

第5条 募集時期と実施期間については次の計画のとおり実施する。

募集時期	原則開講日の概ね1ヶ月前より募集開始し、自社ホームページに掲載	研修日程	毎年7月下旬～9月下旬
研修場所	医療法人 長野寿光会 上山田病院3階 会議室		長野県千曲市上山田温泉3丁目34番地3号
実習および見学場所	介護付き有料老人ホーム あっとほーむ上山田 住宅型有料老人ホームあっとほーむ戸倉上山田温泉 訪問介護事業所ヘルパーセンター上山田		長野県千曲市上山田温泉3丁目34番地3号
連絡先	医療法人 長野寿光会 上山田病院 事務部 026-275-1581		
受付時間	毎週月曜日～金曜日 9時00分～17時00分		

(受講対象者及び定員)

第6条 受講対象者は、法人職員及び一般公募とし、年齢16歳以上の者とする。受講定員は毎回18名までとする。

(研修参加費用)

第7条 研修参加費用は次のとおりとする。

受講料：44,500円 テキスト代：5,500円 補講料：3,000円（補講の都度集金）

※1 演習時に使用する衣服類については、手持ちのものを持参することとし、費用徴収は行わない。

※2 受講料とテキスト代は開講日までに一括納入とし、補講料は補講の都度集金する。

※3 受講者からのキャンセルがあった場合、開講日の3日前までは受講料とテキスト代をそれぞれ全額返金とする。開講日の2日前以降および開講後の退校については如何なる理由があっても返金しない。

※4 応募者が3名に満たなかった場合、開講を中止し受講料とテキスト代をそれぞれ全額返金する。その際は個別に連絡し、返金対応をする。

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

中央法規出版 「介護職員初任者研修テキスト 第1巻 介護のしごとの基礎」
「介護職員初任者研修テキスト 第2巻 自立に向けた介護の実際」

(受講時における本人確認)

第9条 事業者が本人確認する方法は、受講申込受付時に次に掲げるいずれか提示により行う。また、どの方法で確認したのかについて記録を残し、保管することとする。

- ・戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票
- ・在留カード等の提示
- ・健康保険証の提示
- ・運転免許証の提示
- ・パスポートの提示
- ・年金手帳の提示
- ・国家資格を有する者については、資格免許証または登録証の提示

(研修カリキュラム)

第10条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別紙「研修カリキュラム」のとおりとする。

(研修会場)

第11条 研修を行うために使用する講義及び演習会場は、第5条の表のとおりとする。

(担当講師)

第12条 研修を担当する講師は別紙「講師一覧」のとおりとする。

(募集手続)

第13条 募集手続きは次のとおりとする。

- (1) 受講申込書に必要事項を記載の上、期日までに郵送または直接持参により申し込む。
受講申込書はメールにて送信、または受付にて配布とする。
- (2) 当法人は応募書類をもとに面接選考を実施、受講者の決定を行う。

(科目の免除)

第14条 研修を受講する場合には、長野県介護職員養成研修指定要綱に定めるところにより、それぞれの有する研修課程又は実務経験により研修科目を免除することができるとする。

(修了の認定)

第15条 修了の認定は、第10条に定めるカリキュラムを全て履修し、次の修了評価を行った上、基

準に達したと認められた者に対して行う。

- (1) 修了評価に定める「修了時の評価ポイント」に沿って評価を行う。
- (2) 修了評価は全科目を履修した者に対して筆記試験により1時間実施する。なお、カリキュラム「9 ところとからだのしくみと生活支援技術」内において、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価を、実技試験も合わせた方法により実施する。
- (3) 認定基準は次のとおり、理解度の高い順にA、B、C、Dの4区分で実施した上で、C以上の評価の受講者を、評価基準を満たしたものとして認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。

認定基準（100点を満点とする）

A=90点以上、B=80～89点、C=70～79点、D=70点未満

（研修欠席者の扱い）

第16条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合には、欠席した科目の補講を行う。

（補講の取り扱い）

第17条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を修了した者とみなす。また、補講の上限時間数は原則として講座総時間数の1割までとするが、真にやむを得ない事情がある場合には1割を超える場合の補講についても考慮する。補講の実施場所は研修実施場所と同一とし、その際の補講料については第7条のとおりとする。

（受講の取消し）

第18条 次の各号の一に該当する者は、受講を取消することができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 就職意欲が欠ける者
- (3) 事務局の指示に従わない者
- (4) 研修の秩序を乱す者
- (5) その他受講者としての本分に反した者

（研修事業の延期等）

第19条 事業者が計画した研修事業を延期または中止等、不慮の事態があった場合は、受講予定者に対して文書による通知を、それ以外の者についてはホームページに掲載する等により通知をする。

領収済の受講料と受講済の講義の取り扱いについては、①受講料、講義修了の両方を次回へ持越しとする。②受講料を全額返金し、講義を修了としない。のいずれかを選択とする。

（修了証明書の交付）

第20条 第16条により修了を認定された者には、当法人において長野県介護職員養成研修指定要綱に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

（修了者管理の方法）

第21条 修了者管理については、次により行う。

- (1) 修了者を修了者台帳に記載し、長野県が指定した様式に基づき知事に報告する。

(2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。その際、再交付にあたり事務手数料1,000円を受講者負担とする。

(公表する情報の項目)

第22条 長野県介護職員養成研修指定基準 I 総則8に規定する情報の開示に基づき当法人ホームページにおいて開示する内容は、以下のとおりとする。

- (1) 研修機関情報
- (2) 研修事業情報
- (3) 講師情報
- (4) 実績情報
- (5) 連絡先等

(研修事業執行担当部署)

第23条 研修事業の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：上山田病院 事務部 026-275-1581 (代表)

- (2) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。
- (3) 受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。

(施行細則)

第24条 この学則に必要な細則、並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、当法人がこれを定める。

(附則)

この学則は 2020年 7月 1日から施行する。